

居宅介護支援重要事項説明書

<令和 8 年 6 月 1 日現在>

1. 当事業者が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-5399-8018 (午前9時～午後5時まで)

担当 池田辰子

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業者名	上板橋居宅介護支援事業所
所在地	東京都板橋区常盤台4丁目36番6号
介護保険指定番号	居宅介護支援11高介事指(東京都1355号)1371900505
サービスを提供する地域	板橋区 練馬区

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者(CM兼任)	社会福祉士	1名		管理	1名
介護支援専門員	社会福祉士/精神保健福祉士/介護福祉士	1名		居宅介護支援	1名
介護支援専門員	社会福祉士	1名		居宅介護支援	1名
介護支援専門員	社会福祉士/按摩・マッサージ・指圧師	1名		居宅介護支援	1名
介護支援専門員	介護福祉士	1名		居宅介護支援	1名

(3) 営業時間

月～土	午前9時～午後5時
-----	-----------

* 緊急連絡電話(24時間対応)080-7022-9018

03-5399-8018 (夜間、休業日は上記携帯電話番号に転送となります)

* 休業日…日曜日、祝日、12月31日～1月3日

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

1. 申し込み 電話または窓口で承ります

2. 契約 当重要事項説明書と契約書の内容をご理解した上で、契約となります。

3. サービス開始

①アセスメントツールを使用し課題把握をします。

②ご本人やご家族の希望を踏まえて、①の結果に基づき居宅サービス計画を作成します。
(必要に応じて会議を開催し、居宅サービス計画を修正します)

③ご本人やご家族に居宅サービス計画を承認して頂き、介護サービスが始まります。

④毎月訪問し、状況確認をします。

⑤④の結果に基づき、①に戻り居宅サービス計画を修正することがあります。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

- ＊ 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業所に支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、サービス提供証明書を発行しますので、後日住所地の区役所の窓口にて、払い戻しをお受け下さい。

居宅介護支援費（Ⅰ）	取扱件数45件未満
要介護1・2	1086単位×11.40円＝12,380円
要介護3・4・5	1411単位×11.40円＝16,085円
特定事業所加算（Ⅱ）	421単位×11.40円＝4,799円
介護職員等処遇改善加算	所定単位数の2.0%

（2）交通費

前記2の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

自動車を使用した場合、事業者から実施地域を超えて1kmあたり100円になります。

（3）支払方法

料金が発生する場合、月ごとの清算とし、毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、2週間以内にお支払下さい。お支払いいただきますと、領収証を発行いたします。お支払は現金集金となります。

5. サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申込ください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

（2）サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書等でお申し出下さればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域のほかの居宅介護支援事業所をご紹介いたします

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。または、更新認定をお受けにならず、介護認定を失った場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合やパワーハラスメント（暴言・暴力・威嚇・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為）やセクシャルハラスメント（身体を触る・手を握る・性的な言動をする）などの行為等により、適切なサービス提供の継続が困難であると判断できる場合、文書等で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。また当事業所や当事業所の介護支援専門員が利用者やご家族などに背信行為を行った場合も、申し出によりサービスを終了いたします。

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

利用者の心身の状況、様々な環境等に応じて、可能な限り居宅で日常生活が続けられるよう利用者の立場に立って支援いたします。

支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切なサービスを、多様な業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場で対応いたします。利用者や家族は居宅サービス計画に位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めること、当該事業所を居宅サービス計画に位置づけた理由を求めることが可能です。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

①利用者の相談を受ける場所：事業所内または利用者の居宅等とします。

②課題分析票について：厚生労働省が設定した 23 の標準項目を満たす書式にて行います。

③サービス担当者会議の開催場所：事業所内または利用者の居宅等とします。

④介護支援専門員の訪問：利用者の心身状況の変化、ケアプランの実施状況の把握など、必要に応じ適宜居宅を訪問いたします。

(3) 秘密保持

事業所の介護支援専門員等は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、退職後従業員ではなくなった後も、契約終了後も同様です。

個人情報の取り扱い、利用者から予め文書で同意を得ない限り、利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、当該家族の個人情報を用いません。

(4) 事故発生時の対応

事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに区、利用者の家族等に連絡を行います。

7. 虐待の防止のための措置に関する事項

①虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること

②虐待の防止のための指針を整備すること

③従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること

④上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。担当者は管理者とする。

8. 業務継続に向けた取組

事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を行うこととする。

9. 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延防止に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行うこととする。

10. ハラスメント対策

事業所は職場におけるハラスメント防止に向けた委員会の開催、指針の整備、相談体制の実施等を行うこととする。

11. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所お客様相談・苦情担当

当事業者の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 池 田 辰 子

電話番号 03-5399-8018

その他、当事業所以外に、区市町村および東京都の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

(2) 板橋区介護保険課 介護事業者係（相談担当）

電話番号 03-3579-2079

ファックス番号 03-3579-3402

(3) 東京都国民健康保険団体連合会 「介護サービス苦情相談窓口」

電話番号 03-6238-0177 （月～金 9：00～17：00）